

記者発表資料
平成17年8月2日
環境創造局 規制指導課長
高橋俊和 671-2476

アスベスト製品加工工場に対する立入調査結果について

1 概要

平成16年度末において大気汚染防止法に基づくアスベスト製品を加工している（特定粉じん発生施設が設置されている）3社に立入調査し、3社ともアスベストを含むゴムパッキングのシートを購入し、型抜きのための二次加工を行っている事業所であることを確認しました。

また、3社の敷地境界で大気中のアスベストを測定した結果、測定値は、不検出から1.29本/㎡の範囲であり、大気汚染防止法の敷地境界基準（10本/㎡）を下回っていました。

さらに、平成元年以降、大気汚染防止法の届出対象となりましたが、既に廃止届けが出された4社については、アスベスト等の取り扱いを平成5年4月から平成10年1月の間に取りやめていることを確認しました。

2 現在、アスベスト製品を加工している工場への立入り調査結果

(1) 立入調査日（事業内容確認日）

平成17年6月30日、7月11日

(2) 敷地境界（各4か所）でのアスベスト濃度測定日とその結果（本/㎡）

・A社（平成17年7月7日）	1.02	1.29	0.08	0.24
・B社（平成17年7月11日）	不検出	0.16	0.08	0.08
・C社（平成17年7月12日）	0.71	1.18	0.56	0.96
* 敷地境界における基準値	10（本/㎡）			

3 過去にアスベスト製品を加工等していた工場への立入り調査結果

(1) 立入調査日

平成17年7月6日、14日

(2) 調査結果

2社は、アスベストを使用しない事業になっていることを確認しました。

2社は、移転等によりその事業所がないことを確認しました。

4 今後の対応

アスベスト製品を加工している工場に対しては、引き続き必要に応じて立入調査を行うとともに、敷地境界で環境調査を行います。

また、アスベスト使用建築物の解体工事についても、法律、条例に基づき適正に執行するとともに、立入調査を実施していく予定です。

5 一般環境中の調査結果

本市環境科学研究所では、昭和61年から平成9年において、旧鶴見保健所（平成4年からは神奈川区役所）、港北区役所及び野庭中学校の3地点で独自に実施しています。

・旧鶴見保健所（平成4年からは神奈川区役所）	不検出から	1.03	（本/㎡）
・港北区役所	不検出から	2.44	（本/㎡）
・野庭中学校（港南区）	不検出から	1.01	（本/㎡）